

社会福祉法人 頌栄会

役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人頌栄会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員並びに評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員（以下「評議員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 第三者委員とは、頌栄会保育園苦情解決の仕組みに関する規程第5条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 評議員 報酬（別表1）
- (2) 理事長 報酬（別表2）
- (3) 理事・監事 報酬（別表3）
- (4) 評議員選任解任委員 報酬（別表3）
- (5) 第三者委員 報酬（別表3）

2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員等には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬等は、別表1に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬月額、別表2に定める額の範囲内で、評議員会の承認を得て決めるものとする。ただし、法人の毎年4月～翌年3月の財務状況によってはこれを支給せず又は、減額して支給することができる。
- 3 法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 4 法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 5 法人の理事、監事の報酬等は、当該会議に出席した都度、別表3に定める額とする。
- 6 法人の評議員選任解任委員、第三者委員の各会議等へ出席した場合の報酬等は別表3に定める額とする。
- 7 法人の役員及び評議員等が、理事会及び評議員会等に出席した際、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条各号に定める報酬等及び費用はこれを支払わないものとする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日は土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。ここでいう出張旅費は原則として、交通費、宿泊費、宿泊当日及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃に要した実費費用を支給する。
- 3 宿泊費は別表4の範囲内で、宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収証等をもって実費を支給する。
- 5 参加費等の費用を別途支給されたときには、重複する出張旅費等は支給しない。
- 6 前項に関わらず、理事長が必要と認めた場合は、実際に通過した順路や方法、実情に基づいて計算するものとする。
- 8 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(賞与、退職金、退任慰労金、役員賠償責任保険)

第9条 役員及び評議員等には賞与並びに退職金及び退職慰労金は支給しない。

- 2 役員及び評議員等の職責の大きさを鑑み、必要に応じて法人は社会福祉法人向けの役員賠償責任保険に加入することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則 この規程は2022年3月31日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1（評議員の報酬）

職務内容	日 額
評議員会への出席	5,568円～(所得税含む)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,568円～(所得税含む)

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（常勤役員の報酬等）

(1) 月額報酬

役 職 名	月額報酬上限額
理 事 長	111,370円以内(所得税含む)
理事・監事	なし(非常勤役員に準ずる)

別表3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

職務内容	日 額
理事会等会議への出席	5,568円～(所得税含む)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,568円～(所得税含む)

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

職 務 内 容	日 額
監事監査等への出席	5,568円～(所得税含む)
理事会、評議員会等会議への出席	5,568円～(所得税含む)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,568円～(所得税含む)

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

※監事の内、会計事務所の専門職員を委託する場合は、別に雇用契約書による。

(3) 評議員選任解任委員

職 務 内 容	日 額
評議員選任解任委員会への出席	5,568円(所得税含む)

(4) 第三者委員

職 務 内 容	日 額
第三者委員として意見徴収のための出席	5,568円(所得税含む)

別表4 (出張旅費)

職務の執行に基づき支給する項目	日 額
交 通 費	実 費
宿 泊 費	20,000円以内
そ の 他	実 費